

第2期 琴浦町食育推進計画について

すこやか健康課

1 計画の要旨

町民が食に関する知識や食育を大切にすることをもち、心身ともに健康で豊かな人間性を育むことができるように、町民が主役となり、家庭、保育園・こども園、学校、地域、生産者、事業者、関係機関・関係団体、行政などが連携して食育を推進していくためのもの。

2 計画の位置づけ

食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に定められた市町村食育推進計画

3 計画期間

令和4年度から令和8年度の5年間

4 計画の概要

(1) スローガン 「海と大地の恵み 豊かな琴浦 食をたのしみ いきいき元気 !!」

(2) 基本方針

ア 生涯を通じて心身の健康を支え、健康寿命の延伸につなげる食育

イ 食の循環や環境を意識し、豊かな食文化の継承につなげる食育

(3) その他

基本方針のもと、町民一人ひとりが食育に取組、家庭、行政、保育園・こども園、学校、地域、生産者、事業者、関係機関・団体等が連携して食育を推進するため、「3つの重点目標」と「7つの目標」を定める。

5 パブリックコメント

令和3年12月21日(火)～令和4年1月10日(月)実施
意見等 2人あり

- ・計画の取組内容が重要であるという意見
- ・食品の安全性に対するチェックについての意見

6 その他

- ・町ホームページに計画を掲載 4月
- ・町報でサブ特集記事で啓発 9月
- ・食生活改善推進員研修などで啓発し、食育の取組を推進

